

九州大学における敷地内全面禁煙の実施について

2018年11月22日

学生・教職員の皆様へ

2018年7月25日付けで健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、学校・病院・児童福祉施設等及び行政機関などは2019年夏頃には敷地内禁煙となっており、本学においても今回の法律を踏まえて、2019年9月1日から敷地内全面禁煙を実施することとしました。

今後は、敷地内全面禁煙に係るロードマップ及び敷地内全面禁煙実施に関する指針に基づき、各種取組みを実施していきます。

なお、現在設置している喫煙場所は、策定した計画に従って段階的に削減し、2019年8月末にはすべて廃止いたします。

本学としては、今回の当該改正法の趣旨を踏まえ、学生、教職員及び学内外関係者の受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙者への禁煙に関する支援も併せて行っていくこととしていますので、ご協力をお願いします。

また、喫煙者におかれましては、敷地内全面禁煙の実施についてご理解いただくとともに、本学各地区周辺の店舗やバス停等においても、受動喫煙防止に配慮いただくよう併せてお願いします。

環境安全衛生推進室長

理事（安全衛生担当）

荒 殿 誠